

あ

り

が

と

う

サンクスシェア ファイル

役所から手紙が
届きました

生活の中で困った
ことがあります

福祉に関すること

- ・受給者証に関すること(⑥⑨参照)
- ・障がい者手帳に関すること
- ・自立支援医療に関すること
- ・介護保険に関すること
- ・その他

生活に関すること

- ・体調の悩み
- ・事業所での悩み
- ・金銭面の悩み
- ・生活への不安
- ・家族に関すること
- ・子育てに関すること
- ・学校に関すること
- ・療育に関すること
- ・仕事に関すること
- ・住まいに関すること
- ・介護に関すること 等



いつでもお電話ください！
固定電話:092-231-9253

- ・各相談員業務用携帯電話から
- ・サンクスシェア公式LINEから(QRコードからぜひ登録ください)

どのような電話にも心を込めて対応します！

<https://smappon.jp/yrA3m14h> QRコードはこちら→



初めて障がい福祉サービスを利用される方

障がい福祉サービス利用の流れ

利用するサービス内容や利用の方法が…

わかる方

- ① 役所福祉課で、福祉サービス利用の申請手続きをしてください。
※ 申請前の事前相談にも対応します！

② 計画相談支援事業所の選定(サンクスシェアへご連絡ください)

サンクスシェア

- ④ アセスメントの日程調整
お電話します。
- ⑤ ご自宅を訪問します。
- ⑥ 役所から届いた受給者証をお届けします。
- ⑦ 会議の日程調整でお電話します。
- ⑧ モニタリング日程調整のお電話をします。

わからない方

- ① サンクスシェアにご連絡ください。
役所福祉課で福祉サービス利用の申請手続きをしてください。
(必要時に同行します。)

- ② 計画相談支援事業所の選定(サンクスシェアへご連絡ください)
- ③ 契約
- ④ アセスメント
④ 参照
- ⑤ サービス等利用計画案
⑤ 参照
- ⑥ 受給者証 ⑥ 参照
- ⑦ サービス担当者会議
⑦ 参照
- ⑧ モニタリング
⑧ 参照

みなさんにして いただくこと！

- ④ 生活のことや仕事のこと、福祉サービスの状況等をお話しください。
※サンクスシェアと日程調整をして面談をします。
- ⑤ ご自分の福祉サービス等の利用について、方針・目標・方法などをお読みいただき、吟味してください。
- ⑥ 受給者証は原則サンクスシェアに届きます→お渡し！
(なお、自宅に届いた時には、サンクスシェアに連絡してください。)
- ⑦ ご本人やご家族、福祉サービス事業所などが集まる会議で、ご自分の希望や心配事などをしっかりお話しください。
- ※会議後の一定期間経過後
⑧ 現在の様子や今後のことについてお話しください。

受給者証更新手続き(1年～3年)

サービス利用中の方

受給者証更新手続きの流れ

① 役所からご自宅に申請書が届きます。(受給者証更新期限の約1か月半前)



② 役所に申請書を提出される前にサンクスシェアへお電話ください。
(サービスの内容や量などについて確認をいたします!)



③ 更新申請手続き
書類の提出



④ 訪問日程の調整



⑤ モニタリング・計画



⑥ 受給者証 ⑥ 参照



⑦ サービス担当者会議
⑦ 参照



⑧ モニタリング
⑧ 参照



受給者証更新手続き(1年~3年)

サンクスシェア

③ 記入の方法がわからない場合は、訪問してお手伝いします

④ サンクスシェアが日程調整をします。

⑤ ご自宅を訪問(原則)します。

⑥ 受給者証がサンクスシェアに届きます。

⑦ 会議の日程調整でお電話します。

⑧ モニタリングの日程調整の連絡をします。

みなさんにして いただくこと!

④ モニタリングの月になったらサンクスシェアへお電話ください。面会の日程調整をします。

(サービス等利用計画の見直し)

⑤ 福祉サービスの状況や生活のこと、仕事のことなどをお話しください!

⑥ 受給者証は原則サンクスシェアに届きます→お渡し!

(なお、自宅に届いた場合にはサンクスシェアに連絡してください。)

⑦ ご本人やご家族、福祉サービス事業所などが集まる会議で、ご自分の希望や心配事などをしっかりお話しください!

※ 会議後の一定期間経過後

⑧ 現在の様子や今後のことについてお話しください。

④ アセスメント

今の生活で困っていることや将来のこと、まわりの環境等についてお話を聞きし、希望する生活を実現するために必要なことについて明らかにしていきます。

この時に、これまでのご自分のことや、今のご自分のことをまとめた情報(サポートノートなど)をお持ちの場合は是非ご提供ください。

お聞きする主な内容

- ◆ 氏名・住所・生年月日等
- ◆ 福祉サービス等の利用
- ◆ 身体の状況
- ◆ 身辺自立の状況
- ◆ 社会的なスキル
- ◆ 生活歴
- ◆ 医療機関受診状況(疾患名・主治医・服薬状況等)
- ◆ 関係機関(機関名・担当者名・内容・連絡先)
- ◆ 学習・コミュニケーションの状況
- ◆ 本人やご家族の意向

⑤ サービス等利用計画

サービス等利用計画は、障がい福祉サービスを新規利用・更新する際に、必要となる大切な書類です。

『相談支援専門員』(⑫参照)の資格を持った者が作成する書類で、このサービス等利用計画には、障がいのある本人や家族が、希望する生活や困っていることに対して、どのようなお手伝い・支援をするとよいのかをまとめています。

サンクスシェアでは、総合的な支援の方針を始め、目標、具体的な支援の方法について、社内の相談支援専門員どうして協議し、ていねいに作成することを大切にしています。

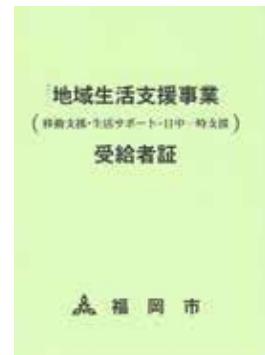
⑥ 受給者証

役所が定める障がい福祉サービスを利用できる資格を証するもので、利用できるサービス毎の利用可能なサービスの種類、支給量(時間数等)、期限等が記載されています。福祉サービスを利用する際には、福祉サービス事業所へ提示します。



障がい者

障がい児



市町村による サービス

⑦ サービス担当者会議

受給者証の発行(更新)後、サンクスシェアが本人や家族、福祉サービス事業所等を集め、これからどのようなサービス、支援を行うのかを話し合う会議です。

会議では、サービスを提供する関係機関など、支援者間で方針の統一を図ったり解決が必要な課題について協議したりすることを通して、みんなの生活をより充実するようお手伝いします。必要に応じて、福祉サービス以外の学校や医療機関等が会議に参加することがあります。

サンクスシェアでは、総合的な支援の方針を始め、目標、具体的な支援の方法について
社内の相談支援専門員どうして協議し、ていねいに作成します。

★その他の会議

別途解決が必要な課題があるとき、サービス担当者会議とは別に協議する場合があります。ご希望の際はご相談ください。(『個別支援会議』と呼びます。)

⑧ モニタリング

相談支援専門員が定期的【1ヶ月・3ヶ月毎・6ヶ月毎など】に訪問し、原則自宅へ生活の様子を伺いに行きます。これを「モニタリング」と言います。

モニタリングでは、福祉サービスの利用状況を始め、生活のさまざまな状況をうかがいます。この中で、できることが増えたり生活の様子が変わったりしたときにはサービスの内容や量を変更するなど、サービス等利用計画を見直すことがあります。

⑨ 障がい支援区分

障害支援区分は、「安定して日常生活を送るために、どのくらいの支援を必要しているか」を判定することです。

18歳以上の方が対象となり、7段階に分かれています。

障害支援区分は、居宅介護サービス(ヘルパー利用)など、特定の一部のサービスを利用する際に必要です。

- ①認定調査員さんが、ご自宅を訪問して聞き取りを行います。（相談員の同席あり）
 - ②指定された医療機関を受診し、医師の意見書を提出してもらいます。
 - ③障がい支援区分の決定→受給者証発行

介護給付費の支給決定内容		
被がい支援区分	認定4	
被保険者情報	平成24年1月1日から令和2年3月31日まで	
サービス種別	生活介護	
支給金額	14,960円/月	
支給期間	平成24年1月1日から令和2年3月31日まで	
支給金額		
支給決定額	14,960円	
合計額		

計画相談

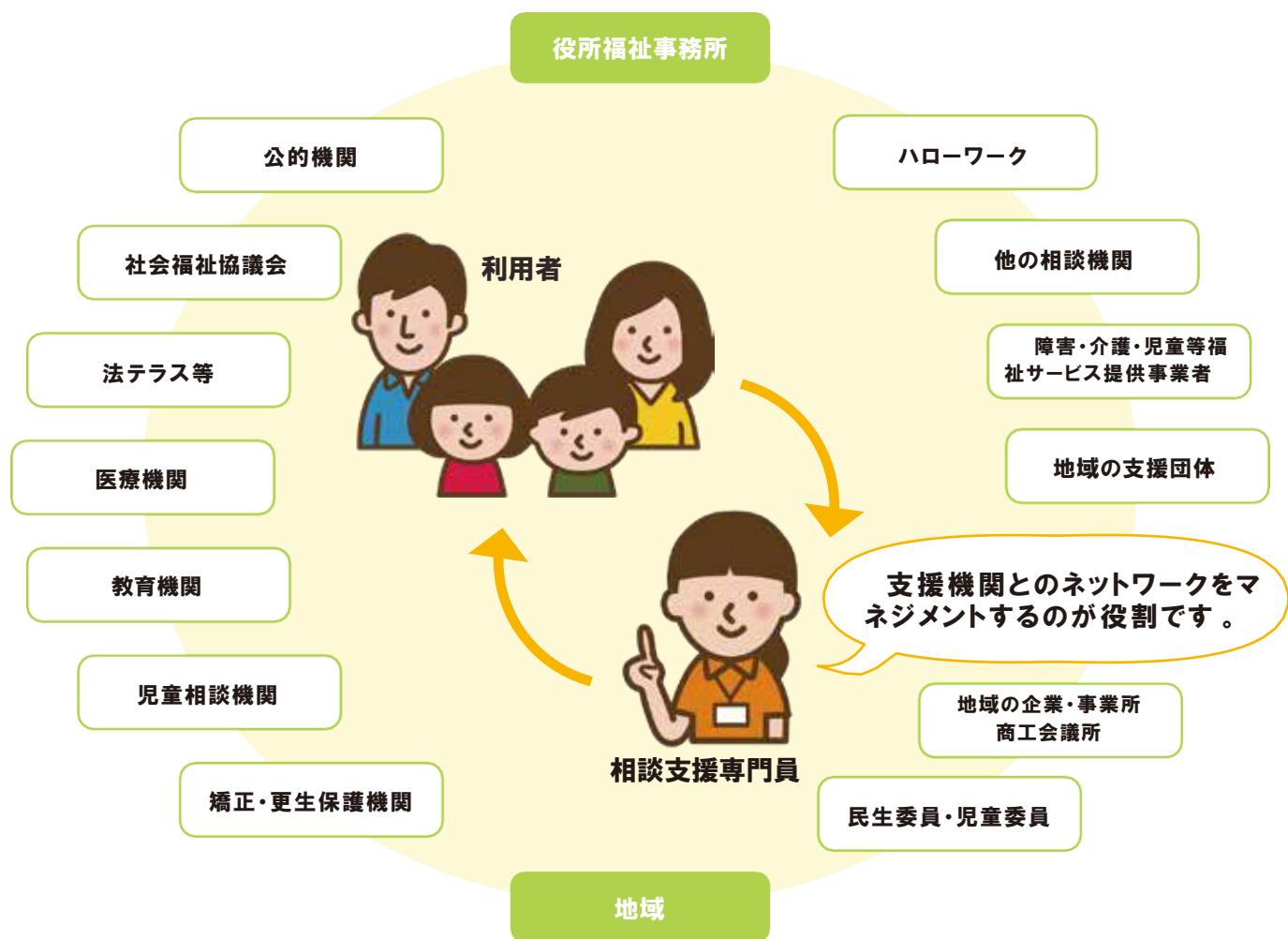
計画相談が提供する2つの相談支援

1. 基本相談支援 ⑩参照

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ・社会資源を利用するための支援(各施設への助言、指導等)
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介 など

2. 計画相談支援 ⑪参照

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し(モニタリング)



相談支援のネットワーク(例)

⑩ 基本相談支援

【 基本相談支援の主な内容 】

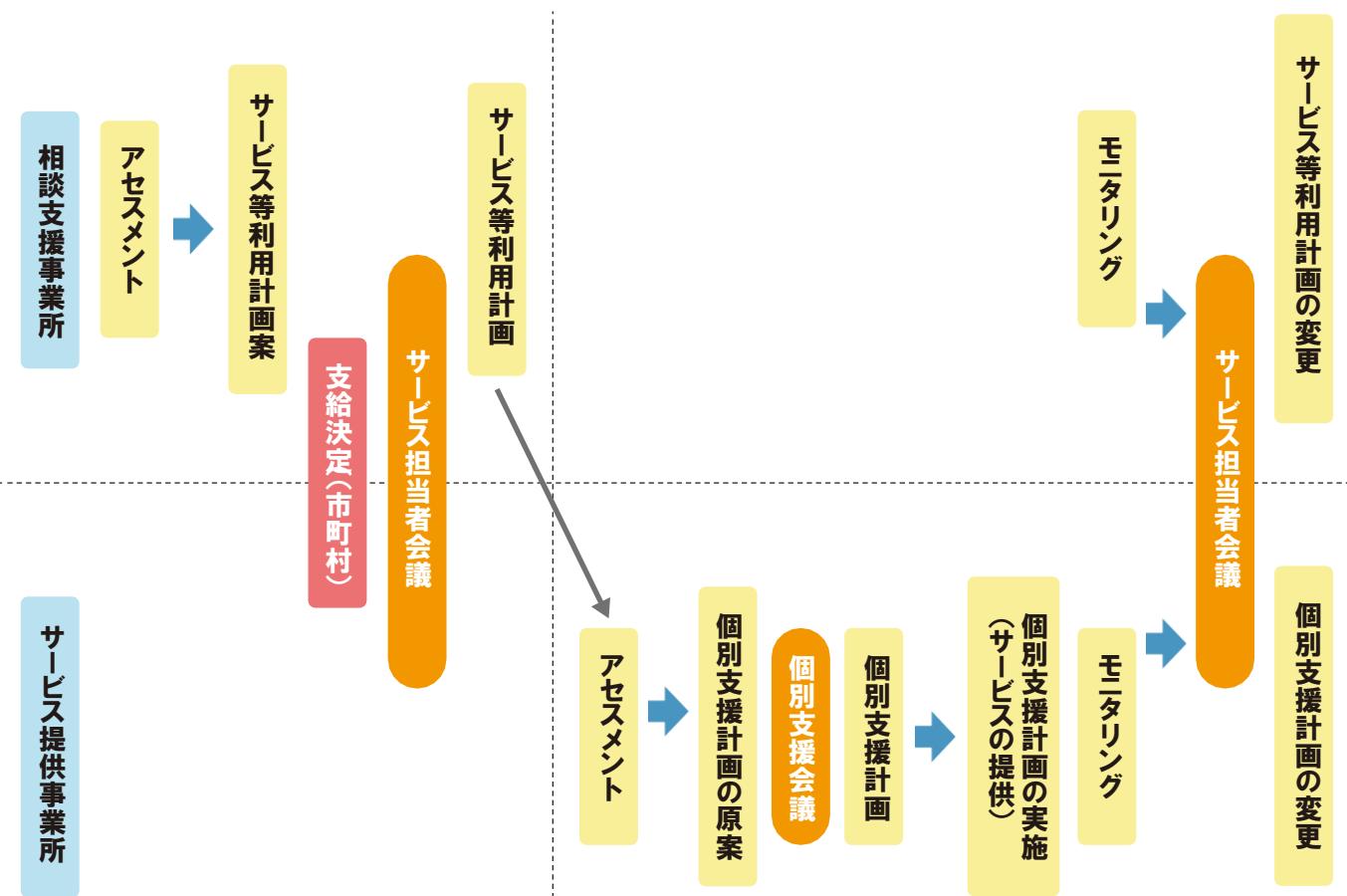
- ・本人や家族で対応が難しい部分を代行します
- ・専門家との橋渡しをします
- ・専門的な情報を提供します
- ・関係機関のチーム作りをします
- ・長い期間に渡って人生に寄り沿います
- ・困ったことについていつでも相談できます
- ・支援の方向性について、関係機関と共有します



⑪ 計画相談支援

【 計画相談支援の基本的な流れ 】

指定特定相談支援事業所(計画作成担当)と障害福祉サービス提供事業所の関係

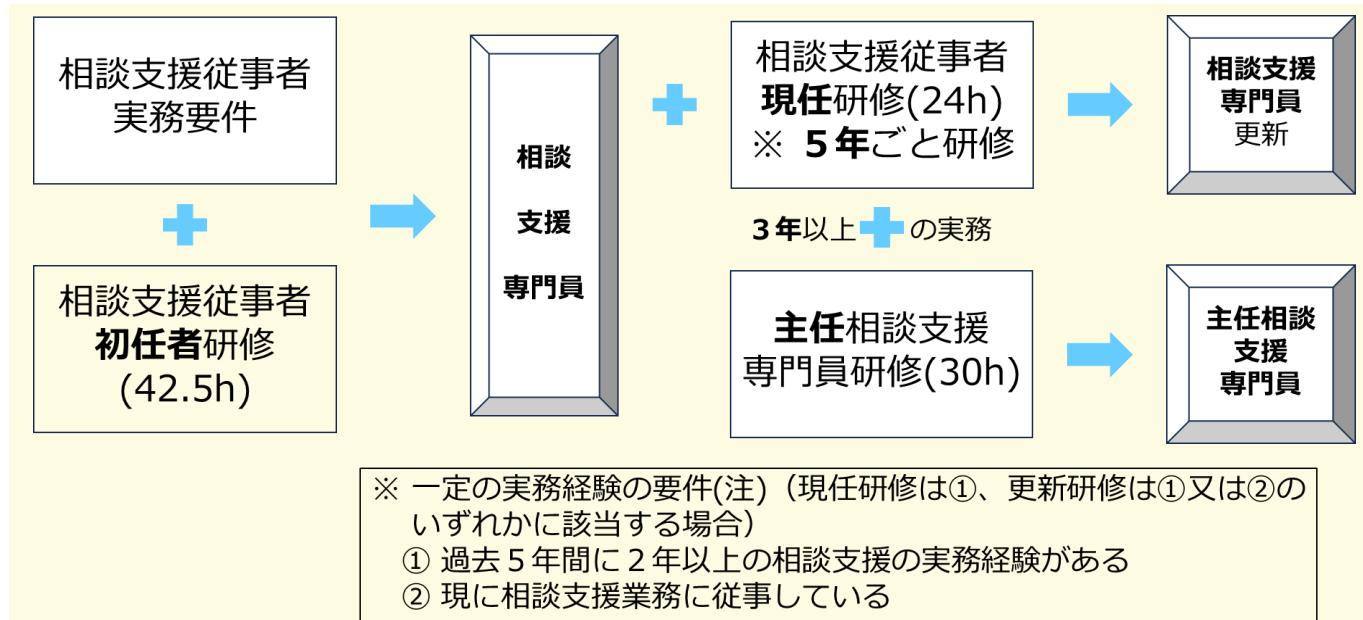


サービス等利用計画のチェックポイント

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかります
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっています
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されています
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされています
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられています
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられています
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されています
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれています
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっています

⑫相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。



〇〇しやすくする人
生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係など

相談支援の質の確保

1 「機能強化型Ⅰ」 以下の要件を満たした体制を確保

- ① 相談支援専門員を4名以上配置し、1名以上が相談支援従事者現任研修を修了しています。
※ R7.10.1より主任相談支援専門員（地域の中核的な役割を担う専門職）の研修を修了した者が配置されています。
- ② 利用者（障がい児）に関する伝達等を目的とした会議を定期的に開催しています。
- ③ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。
- ④ 新規に採用した相談支援専門員に対し、同行による研修を実施しています。
- ⑤ 基幹相談支援センター等から紹介された支援が困難な事例に相談支援を提供しています。
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加しています。
- ⑦ 1か月当たりの請求件数が1人当たり40件未満（1か月）としています。

2 「協働体制」 ①に加えて以下の要件を満たした体制を確保

R5.11.1 街の相談室ほろん（福岡市東区八田）・R7.6.1 ライトツリー（福岡市博多区博多駅東）との協働体制

- ① 全職員が参加するケース共有会議や事例検討会を月2回以上共同開催しています。
- ② 地域生活支援協議会に参加し、機関等との連携の緊密化のために必要な取組を実施しています。
- ③ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画しています。
- ④ 地域生活支援拠点等を構成する関係機関との連携体制を確保しています。

3 「地域生活支援拠点」 以下の機能を満たした体制を確保

① 相談の機能

- ・障がいのある方やその保護者、介護者からの生活全般に関する相談に対応しています。
- ・情報の提供や助言、サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行っています。
- ・緊急時に24時間対応可能な相談支援を実施しています。

② 専門的人材の確保・養成

- ・医療的ケアや強度行動障がい、高次脳機能障がいなどにも対応可能な体制を確保しています。
- ・専門的な支援スキルを有する人材を育成しています。

※ 24時間体制の確保

- ・営業時間（9時～18時）外は、原則、留守番電話対応となります。
- ・緊急時は、092-231-9253へ電話ください。（時間外専用電話番号を案内）
- ・緊急時：障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援
- ・原則、各相談員の業務用携帯電話も時間外は留守番電話対応となります。

サンクスシェアが提供するその他のサービス

【自立生活援助サービス】

✓ 対象の人

- ・一人暮らしをしている障がいのある方
- ・これから一人暮らしを始めたい人
- ・ちょっとした不安や困りごとがある人

🟡 どんなサービス？

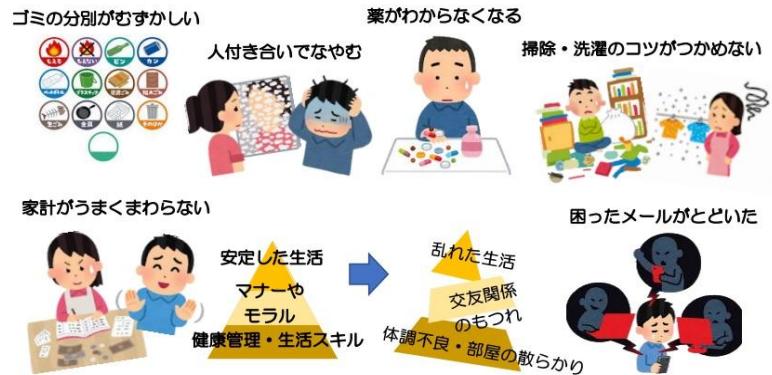
- ・相談員が家まで来て話を聞いたり、困りごとを手伝ったりします
- ・必要なときは電話やLINEで相談もできます
- ・例) 薬を飲み忘れないようにチェック、お金の使い方のアドバイス、病院や役所の手続きの相談など

⌚ 使える期間

- ・基本は1年くらい
- ・困りごとがあれば長く使うことも可能です

💰 お金はかかる？

- ・多くの人は無料か、月数千円くらいです
- ・所得によって上限が決まっています



地域移行支援



地域定着支援



【地域移行支援サービス】

✓ 対象の人

- ・施設や病院で暮らしている障がいのある方
- ・これから地域で一人暮らしやグループホームに移りたい人

🟡 どんなサービス？

- ・住まい探しのお手伝い（アパートやグループホームなど）
- ・引っ越しに必要な手続きや準備と一緒にやってくれます
- ・地域で暮らすために必要なことを、一緒に考えててくれます

⌚ 使える期間

- ・一般的に3か月から1年くらいです
- ・状況に応じて、期間は相談できます

💰 お金はかかる？

- ・多くの人は無料か、月数千円くらいです
- ・所得に応じた月ごとの上限額があります

「地域で暮らしたいけど不安…」という方をしっかりサポートするサービスです！

【地域定着支援サービス】

✓ 対象の人

- ・一人暮らしをしている障がいのある方
- ・普段は大丈夫だけど、急に困ったときに助けが必要な人

🟡 どんなサービス？

- ・24時間365日、いつでも連絡OK
- ・体調が悪い・トラブルがあったなど、急な問題に対応してくれます
- ・必要があれば、スタッフが自宅に来てサポートします

⌚ 使える期間

- ・一人暮らしを続けているあいだ、ずっと利用可能

💰 お金はかかる？

- ・所得に応じた月ごとの上限あり
- ・多くの人は無料～月数千円程度です

「ひとりだと少し不安…」という方に安心を届けるサービスです。

主な福祉サービス(詳細は『福祉の手引き』参照)

児童サービス一覧

サービス名	内容
障害児通所支援	障がいのある子どもが日中利用できる通所サービスの総称
児童発達支援	未就学の障がい児が対象。生活・運動・言語などの発達支援
医療型児童発達支援	医療的ケアが必要な未就学児が対象。医療と発達支援の両方を提供
放課後等デイサービス	小学生～高校生の障がい児を放課後や長期休みに支援
保育所等訪問支援	支援員が保育所や幼稚園などに訪問して支援を行う
障害児入所支援	施設に入所して生活や療育支援を受けるサービス
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な障がい児を自宅で支援するサービス
福祉型障害児入所施設	日常生活の支援や療育を行う入所施設
医療型障害児入所施設	医療と療育の両方を提供する入所施設



障がい者サービス一覧（介護給付）

サービス名	内容
居宅介護	自宅での入浴・排泄・食事・家事などの介助
重度訪問介護	重度の障がいがある方への常時の介護（移動・生活全般）
同行援護	視覚障がい者の外出時の移動支援や情報提供
行動援護	行動上の困難がある方への外出支援と危険回避
療養介護	医療的ケアを伴う常時介護（医療施設内）
生活介護	施設での介護と日中活動（創作・生産など）
短期入所	施設での短期間の宿泊と介護（ショートステイ）
重度障害者等包括支援	複数の支援サービスを包括的に提供
施設入所支援	施設入所者への夜間・休日の生活介護



障がい者サービス一覧（訓練等給付）

サービス名	内容
自立訓練（機能）	身体機能や生活能力の向上を目指す訓練
自立訓練（生活）	日常生活への適応訓練（生活リズム・対人関係等）
宿泊型自立訓練	宿泊を伴う生活訓練（期間付き）
就労移行支援	一般就労を目指す訓練・職場体験・就職支援
就労継続支援A型	雇用契約を結びながらの継続的な就労支援
就労継続支援B型	雇用契約を結ばずに行う軽作業支援
就労定着支援	就職後の生活・職場への定着支援
自立生活援助	一人暮らしの生活を定期的に訪問して支援
共同生活援助	グループホームでの共同生活支援
地域移行支援	施設から地域生活への移行を支援
地域定着支援	一人暮らしでの緊急時の対応体制確保支援

